不正競争防止法

The purpose of this Act is to provide for matters such as measures for the prevention of unfair competition and compensation for damages caused by unfair competition, in order to ensure fair competition among business operators and accurate implementation of international agreements related thereto, and thereby contribute to the sound development of the national economy.

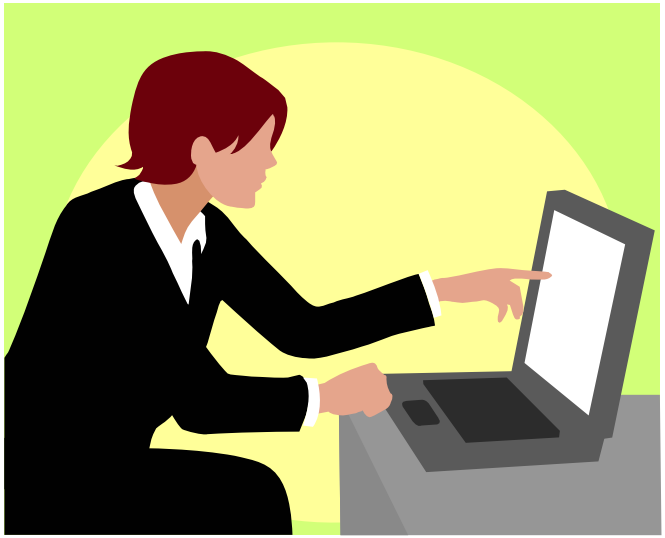

平成18年度
経済産業省
知的財産政策室

知的財産権制度説明会（実務者向け）資料

Ⅰ．不正競争防止法の概要

1．不正競争防止法の目的 …… 2
2．不正競争防止法の沿革 …… 3
3．我が国法体系上の位置づけ …… 5
4．我が国知財法の体系的整理 …… 6
5．不正競争防止法の体系（全体像） …… 7
6．不正競争行為類型の概要 …… 8
7．民事上の措置の概要 …… 22
8．消滅時効、適用除外等 …… 25
9．条約上の禁止行為の概要 …… 26
10．刑事上の措置の概要 …… 30
11．不正競争防止法の改正の概要（平成18年） …… 34

Ⅱ．不正競争防止法条文（最終改正平成18年、施行日平成19年1月1日） …… 45

不正競争防止法に関するご質問はこちらまで。

経済産業省　経済産業政策局　知的財産政策室

〒100－8901　東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL：03－3501－3752　　FAX：03－3501－3580

E－mail：qqcdbd@meti. go. jp

１．不正競争防止法の目的

不競法第１条

この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の差止め及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

最終目的

国民経済の健全な発展

直接目的

事業者間の公正な競争の促進

- 事業者の営業上の利益の保護（→私益）
- 公正な競争秩序の維持（→公益）

直接目的

これに関する国際約束の実施

- パリ条約、マドリッド協定、TRIPS協定、OECD外国公務員贈賄防止条約等

具体的措置

不正競争の差止め・不正競争に係る損害賠償に関する措置等

２．不正競争防止法の沿革（１）

制定に向けた動き

明治44(1911)年　ドイツ不正競争防止法改正(1909年)に触発されて法案を検討

大正15(1925)年　工業所有権の保護に関するパリ条約(ヘーグ改正条約)を受けて法案を起草

●我が国産業が発展途上にあったこと

●民法解釈との関係

（権利侵害でない行為に法的責任は認められない）

法律制定を見送り

○パリ条約加入の必要性

○民法解釈の変化

（不法行為の成立が「権利侵害」から「違法性」への変化）

昭和期の法律改正

昭和 9(1934)年　工業所有権の保護に関するパリ条約(ヘーグ改正条約)(1925年)批准にあたり、条約上の義務を満たすべく制定

昭和13(1938)年　パリ条約のロンドン改正条約への対応のため部分改正

昭和25(1950)年　GHQの日本政府に対する覚書による指示を受け、国際的信用の確保等を目指して部分改正

昭和28(1953)年　マドリッド協定への対応のため部分改正

昭和40(1965)年　パリ条約及びロンドン条約のリスボン改正への対応のため部分改正

昭和50(1975)年　パリ条約のストックホルム改正への対応のため部分改正

２．不正競争防止法の沿革（２）

平成以降の法律改正

平成 2(1990)年	GATT・ウルグァイラウンド交渉を先取りし、営業秘密の保護を図るため部分改正
平成 5(1993)年	全面改正（①ひらがな化、②法目的の明記、③不正競争行為の類型拡充（著名表示冒用行為・商品形態模倣行為）、④損害賠償額の推定規定の新設、⑤法人重課規定の創設　等）
平成 6(1994)年	WTO・TRIPs（知的所有権の貿易関連側面）協定への対応のため部分改正
平成 8(1996)年	商標法条約への対応のため部分改正
平成10(1998)年	OECD外国公務員贈賄防止条約 の成立に伴い、本条約を国内的に実施するため部分改正
平成11(1999)年	デジタルコンテンツ保護の観点から、技術的制限手段に係る不正行為を規制するため部分改正
平成13(2001)年	ドメイン名の不正取得等行為の規制及び外国公務員贈賄防止条約のより効果的な実施のため部分改正
平成15(2003)年	「知的財産戦略大綱」(2002年7月)における指摘事項の実施のため部分改正（営業秘密の刑事的保護の導入、民事的救済措置の強化、ネットワーク化への対応）
平成16(2004)年	①外国公務員贈賄罪について国外犯も処罰の対象とするため部分改正
〃	②秘密保持命令の導入、営業秘密が問題となる訴訟における公開停止の要件・手続の整備等、営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化のため部分改正（裁判所法等の一部を改正する法律）
平成17(2005)年	営業秘密の保護強化、模倣品・海賊版対策の強化、罰則の強化、条番号の整序のため部分改正
〃	»周知表示の混同惹起行為となる商品等の申立による税関での輸入差止の創設（関税定率法の一部改正）
平成18(2006)年	営業秘密、秘密保持命令違反罪に係る刑事罰の強化、商品形態模倣行為への刑事罰の強化（2007.1.1施行）
〃	≫特許権等侵害物品及び不競法違反物品の税関での輸出差止制度の導入（関税法の一部改正）（2007.1.1施行）

３．我が国法体系上の位置づけ

①　知的財産法 との関係：知的財産法の一環

- 「不正競争行為」の規制（行為規制）により知的財産の保護を図る
  （cf. 産業財産権法等が客体に権利を付与するという方法（権利創設）により知的財産の保護を図る）

②　民法との関係：不法行為法の特別法

- （参考）民法第709条　→　不法行為に基づく損害賠償請求権
  「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」
- 差止請求権の法定

③　刑法との関係：贈賄及び営業秘密に係る不正行為の処罰

- 贈収賄罪、窃盗罪や横領罪等の補完

④　独占禁止法との関係：競争秩序維持の一翼

- 独占禁止法‥「公正かつ自由な」競争秩序の維持
- 景品表示法‥公正な競争の確保　→　一般消費者の利益の保護

４．我が国知財法の体系的整理

知的財産法の種類	メリット	デメリット
審査登録・権利付与型 特許法 意匠法 商標法	権利として保護すべきものか否かを権利付与の段階で予め振り分け可能。裁判所の他に審査機関を設けることで、裁判所の負担を軽減し、専門機関による安定した高度の判断が期待できる。	審査官が必要 登録機関が必要
無審査登録・権利付与型 （実用新案法）	権利の存否が明確化。登録制度により譲渡を可能とすることで資金回収手段を豊富化できる。	登録機関が必要
無登録・権利付与型 （著作権法）	行為規制型よりやや強い保護（営業上の利益の侵害を要件とせずに差止請求が可能）。	保護対象によっては、過剰な保護になる可能性あり。
行為規制型 （不正競争防止法）	不法行為法より違法行為類型が明確化される。	保護を受ける地位の譲渡ができない可能性。
不法行為法	新たな事案に対して柔軟に対応できる。	規制対象行為の明確性に欠ける。損害賠償のみ。
契約による保護	当事者の意思に従った保護が可能。	第三者に対して効力がない。

社会的コスト大
規制対象行為の明確性大

社会的コスト小
規制対象行為の明確性小

5．不正競争防止法の体系（全体像）

目的

事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与する。

不正競争行為の定義

刑事的措置あり

刑事的措置のみ

- ①周知な商品等表示の混同惹起
- ②著名な商品等表示の冒用
- ③商品形態の模倣
- ④営業秘密の侵害
- ⑤技術的制限手段を解除する製品等の販売
- ⑥ドメインネームの不正取得
- ⑦原産地、品質等の誤認惹起表示
- ⑧信用毀損行為
- ⑨代理人等の商標冒用行為
- ⅰ外国国旗、紋章等の不正使用
- ⅱ国際機関の標章の不正使用
- ⅲ外国公務員贈賄

措置の内容

32～33頁参照

刑事的措置

不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定。

〇罰則（21条）

（①、②、④、⑦、ⅰ、ⅱ、ⅲ　秘密保持命令違反：5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（併科可）　③：3年以下の懲役又は300 万円以下の罰金（併科可））

〇法人処罰（22条）

（①、②、⑦、ⅰ、ⅱ、ⅲ：3億円以下の罰金　③：1億円以下の罰金　④の一部及び秘密保持命令違反：1億5千万円以下の罰金）

〇国外での行為に対する処罰（21条4号・5号・6号）

（④の一部、秘密保持命令違反及びⅰ、ⅱ、ⅲ）

22～24頁参照

民事的措置

〇差止請求権（3条）

〇損害賠償請求権（4条）

〇損害額の推定等（5条等）

〇書類提出命令（7条）

〇営業秘密の民事訴訟上の保護（10条等）

（秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理）

〇信用回復の措置（14条）

６．不正競争行為類型の概要（１）

①周知表示混同惹起行為
（第２条第１項第１号）

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の表示を使用し、その他人の商品・営業と混同を生じさせる行為をいう。

事例1

大阪の有名かに料理屋の名物「動くかに看板」と類似したかに看板を使用した同業者に対し、看板の使用禁止及び損害賠償が認められた。
（大阪地判昭2.5.27）

事例2

真正品

模倣品

（大阪地判平9．1．30）

事例3

真正品

模倣品

（東京地決平11.9.20）

32頁参照

民事規定

第2条第1項第1号
　他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

刑事規定

第2条第1項第1号
　他人の商品等表示(人の業務に係る氏名、商号、商標、標章、商品の容器若しくは包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。以下同じ。)として需要者の間に広く認識されているものと同一若しくは類似の商品等表示を使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供して、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

６．不正競争行為類型の概要（２）

②著名表示冒用行為
（第２条第１項第２号）

他人の商品・営業の表示（商品等表示）として著名なものを、自己の商品・営業の表示として使用する行為をいう。

事例１

真正品　　模倣品

事例２

三菱の名称及び三菱標章（スリーダイヤのマーク）が企業グループである三菱グループ及びこれに属する企業を示すものとして著名であるとして、建設会社や投資ファンドへの使用を差し止めた。

（三菱ホーム事件、東京地判平14.7.18）（三菱クオンタムファンド事件、東京地判平14.4.25）

民事規定

第２条第１項第２号
　自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と同一若しくは類似のものを使用し、又はその商品等表示を使用した商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供する行為

刑事規定

32頁参照

第２１条第１項第２号
　他人の著名な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で第２条第１項第２号に掲げる不正競争を行った者
（５年以下の懲役若しくは５００万円以下の罰金、又はこれを併科する。法人処罰は３億円以下の罰金

（参考）商品等表示とは

氏名、商号、商標、標章、容器、包装その他の商品又は営業を表示するものをいう。

商標法との関係

	同一の商品・サービス		類似の商品・サービス		非類似の商品・サービス			
					混同を生じる		混同を生じない	
	同一表示	類似表示	同一表示	類似表示	同一表示	類似表示	同一表示	類似表示
商標権	◎	◎	◎	◎	×	×	×	×
防護標章	×	×	×	×	○	×	×	×
商品等表示	○	○	○	○	○	○	○（著名）	○（著名）

◎　登録により効力を有する。　○　周知性又は著名性が必要。（防護標章はさらに登録を要する。）

商品等表示の例

商品又は営業の出所を示す表示は広く商品等表示となる。

著名

マクセル、maxell
Budweiser
PETER RABBIT、ピーターラビット
三菱、（スリーダイヤのマーク）
JACCS
青山学院、Aoyama Gakuin
虎屋、虎屋黒川、菊正宗
セイロガン糖衣A、ELLE、
プルデンシャル

需要者以外にも広く知られている。

周知

VOGUE
BERETTA
マイクロダイエット、MICRODIET
ファイアーエムブレム、エムブレム
Levi'sジーンズの弓形刺繍、501、
Levi'sの赤いタブ、ジーンズの飾り札）

需要者の間で広く知られている。

×

PIETRO BERETTA、
（三本矢マーク）、M93R
歌川、歌川正国、UTAGAWA
「チーズはどこに消えた？」
マクロス
505

６．不正競争行為類型の概要（３）

③商品形態模倣行為
（第２条第１項第３号）

他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為をいう。

事例1

真正品（たまごっち）

模倣品（ニュータマゴウオッチ）

おもちゃのように多品種少量生産であったり、ファッション品のように商品サイクルが短いものは、意匠権を取得している時間や費用が捻出できない。

事例2

真正品

模倣品

民事規定

第2条第1項第3号
　他人の商品の形態（当該商品の機能を確保するために不可欠な形態を除く。）を模倣した商品を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸し渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為※
「商品の形態」とは、需要者が通常の用法に従った使用に際して知覚によって認識することができる商品の外部及び内部の形状並びにその形状に結合した模様、色彩、光沢及び質感をいう。
「模倣する」とは、他人の商品の形態に依拠して、これと実質的に同一の形態の商品を作り出すことをいう。

刑事規定

32頁参照

第21条第2項
　不正の利益を得る目的で第2条第1項第3号に掲げる不正競争を行った者（3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金、又はこれを併科する。法人処罰は1億円以下の罰金）

適用除外

①日本国内で最初に発売された日から起算して3年を経過した商品の形態を模倣した商品を譲渡、輸入等する行為

②譲り受けた時にその商品が他人の商品の形態を模倣した商品であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者がその商品を譲渡、輸入等する行為

（参考）水際措置について

事前の登録を要件に不競法侵害物品の輸入を税関で差し止める。

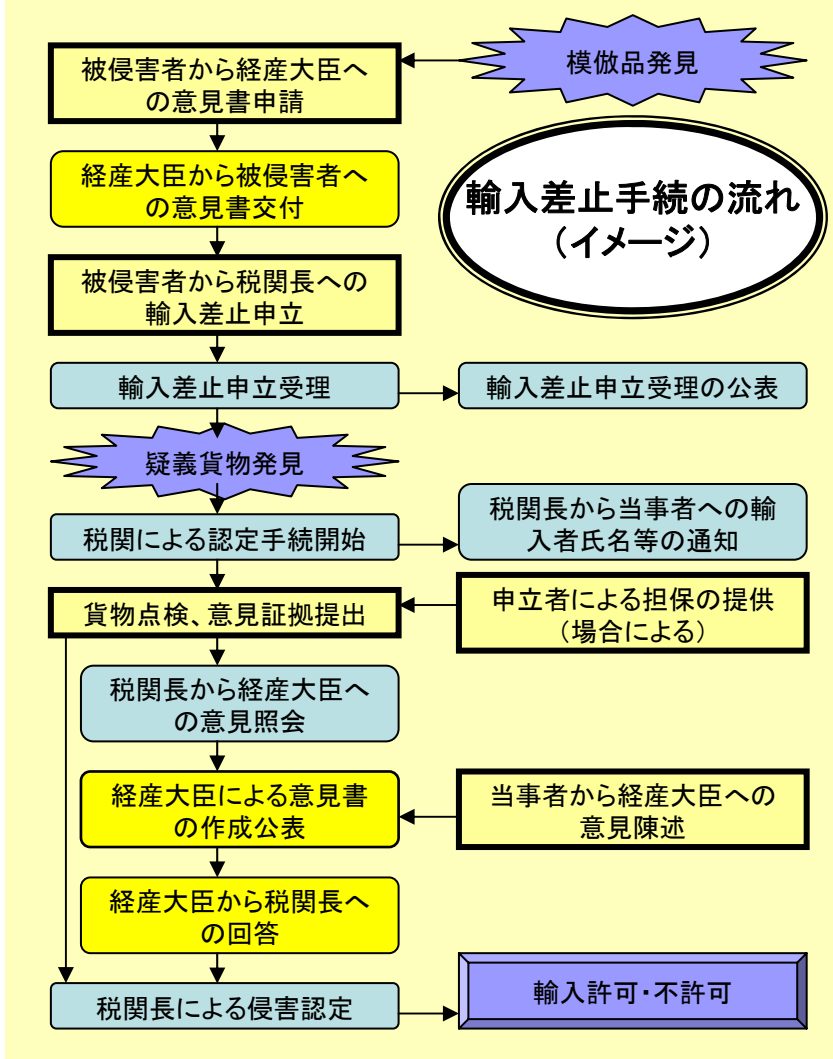

平成19年1月1日より、輸出も差止の対象に。

（参考）知的財産侵害物品に係る認定手続きの流れ

輸入差止申立ての提出

〔18年4月～〕
必要に応じ専門委員に意見照会
（経済産業大臣の意見書記載事項除く）

輸入差止申立ての受理・不受理

○形態模倣品等の場合〔18年3月～〕
申立人は、税関に経済産業大臣の意見書を提出

申立人は、経済産業省に対し、経済産業大臣の意見書の交付を申請

必要に応じ、経済産業省が学識経験者に意見照会

経済産業大臣の意見書交付

輸入申告

疑義貨物発見

認定手続開始

権利者・輸入者に対し、認定手続を執る旨及び相手方の名称・住所等を通知

権利者・輸入者による貨物の点検

〔17年4月～〕
一定要件の下、権利者による見本検査（分解を含む。）

（注）輸入者は、認定手続中又は侵害認定後に、自発的処理（廃棄、任意放棄等）をすることができる。

意見・証拠の提出
弁明の機会

必要があると認めるとき、
権利者に担保供託命令

商標権、著作権等

〔18年4月～〕
必要に応じ、
専門委員に意見照会

特許権、実用新案権、意匠権

〔一部18年4月～〕
権利者もしくは輸入者の求めにより、又は必要に応じ、技術的範囲等に関し特許庁長官に意見照会
技術的範囲以外については必要に応じ、専門委員に意見照会

形態模倣品等

〔18年3月～〕
必要に応じ、
経済産業大臣に意見照会

育成者権

〔17年4月～〕
必要に応じ、
農林水産大臣に意見照会

認定（侵害又は非侵害）

輸入禁止又は輸入許可

通関解放制度

一定期間内に税関が認定しない場合、
輸入者は、認定手続取りやめを請求できる

担保提供後、認定手続取りやめ（輸入許可）

※当事者が民事で争う

輸出取締りの仕組みは、権利者による見本検査を除き、輸入取締りと同様の仕組みとなる予定（著作権、著作隣接権及び回路配置利用権を除き、輸出取締りの対象）

６．不正競争行為類型の概要（４）

営業秘密関係
（第２条第１項第４～９号）

窃取等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為等をいう。

（事例）

○ 勤めていた男性用かつらの販売会社を退職する際、当社の顧客名簿を無断でコピーし、これをもとに独立開業後顧客の獲得を行った業者に対し、不正に入手した顧客名簿のコピーの廃棄及び損害賠償を命じた事件（男性用かつら顧客名簿事件－大阪地判平8.4.16）

不競法第2条第1項第4～9号

四　窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」という。）又は不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。以下同じ。）

五　その営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為

六　その取得した後にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

七　営業秘密を保有する事業者（以下「保有者」という。）からその営業秘密を示された場合において、不正の競業その他の不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為

八　その営業秘密について不正開示行為（前号に規定する場合において同号に規定する目的でその営業秘密を開示する行為又は秘密を守る法律上の義務に違反してその営業秘密を開示する行為をいう。以下同じ。）であること若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為 九　その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

九　その取得した後にその営業秘密について不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為

32頁参照

不競法第21条第1項第7号（適用除外）

営業秘密の善意取得者については、その権原の範囲内での使用は除外される

（参考）営業秘密侵害行為類型の概要

「不正競争」の各類型

○不正取得の類型

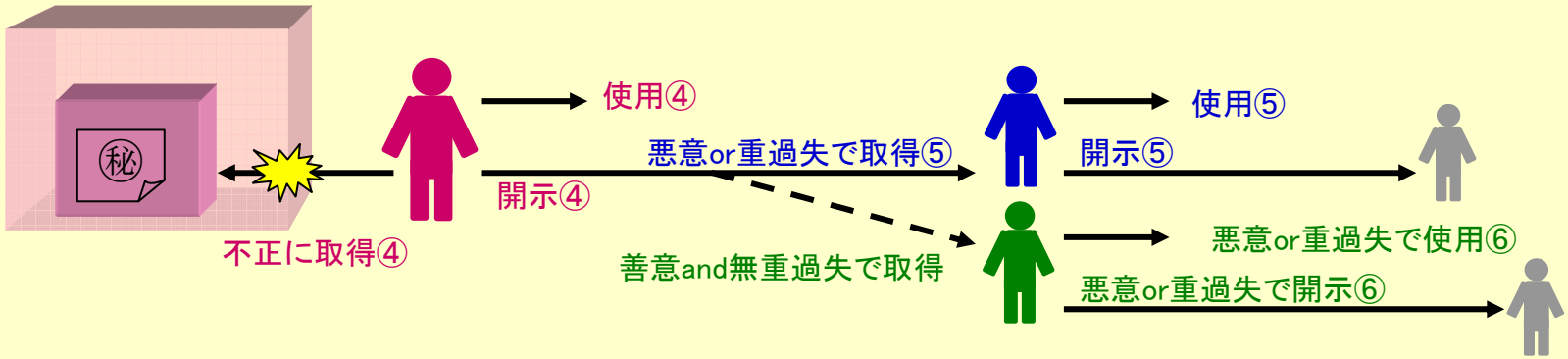

○正当取得の類型

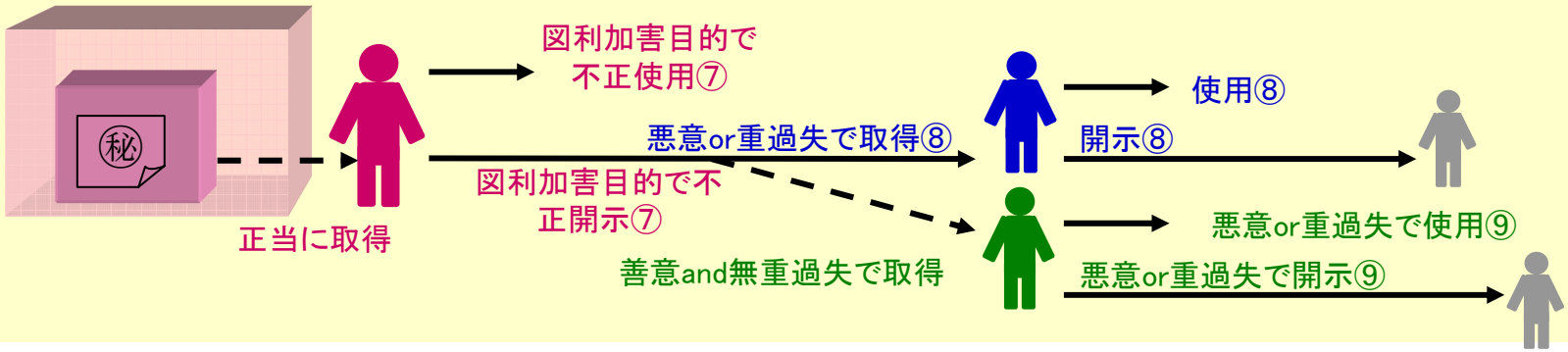

※○囲いの数字は、不正競争防止法第2条第1項の各号の「不正競争」に該当することを意味する。
悪意or重過失＝当該行為があったことを知っている、あるいは重大な過失により知らないこと。
善意and無重過失＝当該行為があったことを、重大な過失なくして知らないこと。
図利加害目的＝不正に利益を上げたり、他人に損害を与える目的。

（参考）営業秘密の定義

- **秘密として管理されていること（秘密管理性）**
- **有用な営業上又は技術上の情報であること（有用性）**
- **公然と知られていないこと（非公知性）**

１）秘密管理性

①情報にアクセスできる者を制限すること （アクセス制限）

②情報にアクセスした者にそれが秘密であると認識できること （客観的認識可能性）

２）有用性

当該情報自体が客観的に事業活動に利用されていたり、利用されることによって、経費の節約、経営効率の改善等に役立つものであること。現実に利用されていなくても構いません。

○

・設計図、製法、製造ノウハウ
・顧客名簿、仕入先リスト
・販売マニュアル

×

・有害物質の垂れ流し、脱税等の反社会的な活動についての情報は、法が保護すべき正当な事業活動ではないため、有用性があるとはいえない。

３）非公知性

保有者の管理下以外では一般に入手できないことが必要です。

○

・第三者が偶然同じ情報を開発して保有していた場合でも、当該第三者も当該情報を秘密として管理していれば、非公知といえる。

×

・刊行物等に記載された情報

６．不正競争行為類型の概要（５）

⑤技術的制限手段妨害機器提供行為
（第２条第１項第10,11号）

技術的制限手段により視聴や記録、複製が制限されているコンテンツの視聴や記録、複製を可能にする（迂回する）機器又はプログラムを譲渡等する行為

（例） コピーガードキャンセラーや衛星放送の無許諾受信デコーダーを販売する行為をいう。

不競法第2条第1項第10，11号

十　営業上用いられている技術的制限手段（他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために用いているものを除く。）により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置（当該装置を組み込んだ機器を含む。）若しくは当該機能のみを有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わされたものを含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

十一　他人が特定の者以外の者に影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録をさせないために営業上用いている技術的制限手段により制限されている影像若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は影像、音若しくはプログラムの記録を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする機能のみを有する装置（当該装置を組み込んだ機器を含む。）若しくは当該機能のみを有するプログラム（当該プログラムが他のプログラムと組み合わされたものを含む。）を記録した記録媒体若しくは記憶した機器を当該特定の者以外の者に譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、若しくは輸入し、又は当該機能のみを有するプログラムを電気通信回線を通じて提供する行為

６．不正競争行為類型の概要（６）

⑥ドメイン名の不正取得等の行為
（第２条第１項第12号）

図利加害目的で、他人の商品・役務の表示と同一・類似のドメイン名を使用する権利を取得・保有またはそのドメイン名を使用する行為をいう。

（事例）

〇原告の著名な商品等表示であるmaxellと類似するmaxellgrp.comというドメイン名を使用し、ウェブサイトを開設して、その経営する飲食店（風俗業）の宣伝を行っていた会社に対し、使用許諾料相当額（５条３項）の損害賠償が命ぜられた事例
（マクセルコーポレーション事件－大阪地判平16.7.15）

不競法第2条第１項第１２号

十二　不正の利益を得る目的で、又は他人に損害を加える目的で、他人の特定商品等表示（人の業務に係る氏名、商号、商標、標章その他の商品又は役務を表示するものをいう。）と同一若しくは類似のドメイン名を使用する権利を取得し、若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用する行為

６．不正競争行為類型の概要（７）

⑦誤認惹起行為
（第２条第１項第13号）

商品、役務やその広告等に、その原産地、品質、内容等について誤認させるような表示をする行為をいう。

（事例）

○ 酒税法上「みりん」とは認められない液体調味料を、あたかも「本みりん」であるかのような商品表示を行い販売した業者に対し、損害賠償が命じられた事件
（本みりんタイプ調味料事件－京都地判平2.4.25）

○ 国産の紳士服生地に「イングランド」などの英文字等を押捺、英国製であるかのような商品表示を行い販売した業者に対し、罰金が命じられた事件
（国産洋服英国地名表示事件－東京高判昭49.7.29）

不競法第2条第1項第13号

十三　商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信にその商品の原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量若しくはその役務の質、内容、用途若しくは数量について誤認させるような表示をし、又はその表示をした商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくはその表示をして役務を提供する行為

６．不正競争行為類型の概要（８）

⑧信用毀損行為
（第２条第１項第14号）

競争関係にある他人の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為をいう。

（事例）

〇自社が、競業する他社の浄水器の交換窓口であるかのような虚偽の事実を顧客に流布し、自社製品の販売を行った業者に対し、損害賠償が命じられた事件
（浄水器事件－東京地判平6.12.26, 東京高判平7.7.19）

〇競業者の米国内取引先に権利侵害に関する告知をした特許権者に対し、非侵害が明らかであるとして、虚偽事実の告知・流布の差止めと損害賠償請求が命じられた事件
（サンゴ化石粉体事件－東京地判平15.10.16）

不競法第2条第1項第14号

十四　競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を告知し、又は流布する行為

６．不正競争行為類型の概要（９）

⑨代理人等の商標冒用行為
（第２条第１項第15号）

パリ条約の同盟国等において商標権を有する者の代理人が，正当な理由なく，その商標を使用等する行為をいう。

不競法第2条第1項第15号

十五　パリ条約（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第四条第一項第二号に規定するパリ条約をいう。）の同盟国、世界貿易機関の加盟国又は商標法 条約の締約国において商標に関する権利（商標権に相当する権利に限る。以下この号において単に「権利」という。）を有する者の代理人若しくは代表者又はその行為の日前一年以内に代理人若しくは代表者であった者が、正当な理由がないのに、その権利を有する者の承諾を得ないでその権利に係る商標と同一若しくは類似の商標をその権利に係る商品若しくは役務と同一若しくは類似の商品若しくは役務に使用し、又は当該商標を使用したその権利に係る商品と同一若しくは類似の商品を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、若しくは電気通信回線を通じて提供し、若しくは当該商標を使用してその権利に係る役務と同一若しくは類似の役務を提供する行為

７．民事上の措置の概要（１）

①差止請求
（第３条）

不正競争によって営業上の利益を侵害され，又は侵害されるおそれがある者は，その営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し，その侵害の停止又は予防を請求すること及び侵害の行為を組成した物の廃棄等を請求することができる。

②損害賠償請求
（第４条）

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の利益を侵害した者に対して，損害賠償を請求することができる。

③損害額の推定
（第５条）

（１） 譲渡数量に単位数量当たりの利益を乗じて得た額

（対象類型：１号～３号、４号～９号（技術上の営業秘密に限る）、１５号）

（２） 侵害行為による侵害者の利益の額 （対象類型：全類型）

（３） 使用許諾料相当額 （対象類型：１号～９号、１２号、１５号）

７．民事上の措置の概要（２）

④具体的態様の明示義務
（第６条）

被侵害者の主張を否認するときは、相手方は、自己の行為の具体的態様を明らかにしなければならない。

⑤書類提出命令
（第７条）

裁判所は、当事者の申立てにより侵害行為について立証するため又は損害の計算をするため必要な書類の提出を命ずることができる。

⑥損害計算のための鑑定
（第８条）

当事者は、損害の計算をするため必要な事項について鑑定人に対して説明しなければならない。

⑦相当な損害額の認定
（第９条）

損害額を立証するために必要な事実を立証することが極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な額を認定することができる。

７．民事上の措置の概要（３）

⑧秘密保持命令関係
（第１０条、第１１条）

裁判所は，当事者等に対し，準備書面又は証拠に含まれる営業秘密を訴訟の追行の目的以外の目的で使用し，又は開示してはならない旨を命ずることができる。

⑨当事者尋問等の公開停止
（第１３条）

特許権等の侵害訴訟において、侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって営業秘密に該当するものにつき、当事者等が尋問を受ける場合おいて、裁判所は、尋問を公開しないで行うことができる。

⑩信用回復措置請求
（第１４条）

故意又は過失により不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対しては，信用回復措置を請求することができる。

８．消滅時効、適用除外等

消滅時効
（第１５条）

営業秘密の不正使用行為に対する差止請求権については、3年の消滅時効、10年の除斥期間。

適用除外
（第１９条第１項）

① 商品及び営業の普通名称・慣用表示の使用（第1号）
② 自己の氏名の不正の目的でない使用（第2号）
③ 周知性獲得以前からの先使用（第3号）
④ 著名性獲得以前からの先使用（第4号）
⑤ デッドコピー商品の日本国内で最初に販売された日から3年を経過した商品の除外（第5号イ）
⑥ デッドコピー商品の善意取得者保護（第5号ロ）
⑦ 営業秘密の善意取得者保護（第6号）
⑧ 技術的制限手段の試験又は研究のために用いられる装置等（第7号）

混同防止表示付加請求
（第１９条第２項）

不正競争によって営業上の利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者とその侵害者との利益調整規定。

９．条約上の禁止行為の概要（１）

ⅰ 外国の国旗等の商業上の使用禁止
（第１６条）

パリ条約6条の3(1)(a)
WTO・TRIPs協定2条1

外国の国旗・紋章等や外国政府等の印章・記号であって経済産業省令で定めるものを、商標として使用することを禁止するとともに、外国紋章を原産地を誤認させるような方法で使用することを禁止。

ⅱ 国際機関の標章の商業上の使用禁止
（第１７条）

パリ条約6条の3(1)(b)
WTO・TRIPs協定2条1

国際機関の標章であって経済産業省令で定めるものを、当該国際機関と関係があると誤認させるような方法で、商標として使用することを禁止。

【経済産業省令】

不正競争防止法第16条第一項及び第三項並びに第17条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令

（平成六年四月十九日通商産業省令第三十六号、最終改正：平成一七年一〇月一一日経済産業省令第九七号）

国際オリンピック委員会

９．条約上の禁止行為の概要（２）

ⅲ－a 外国公務員等に対する贈賄の禁止
（第１８条第１項）

OECD外国公務員
贈賄防止条約

外国公務員等に対し、営業上の不正の利益を得ようとして贈賄することを禁止。

禁止の対象となる行為は、

① 外国公務員等に対し、

② 国際的な商取引に関して、

③ 営業上の不正の利益を得るために、

④ その職務行為についての作為・不作為を迫り、あるいはその地位を利用して他の外国公務員等についての作為・不作為をさせることを目的として、

⑤ 金銭その他の利益の供与、又はその申し込みや約束をすること。

不競法第18条第1項

何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあっせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

９．条約上の禁止行為の概要（３）

ⅲ-b 外国公務員の定義
（第１８条第２項）

外国公務員には、以下の者が含まれる。

① 外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者

② 外国の政府関係機関の事務に従事する者

③ 外国の公的な企業であって政府等から特に権益を付与されているものの事務に従事する者※

④ 国際機関の公務に従事する者

⑤ 外国政府から権限の委任を受けている機関に従事する者

※「外国の公的な企業であって政府等から特に権益を付与されているものの事務に従事する者」とは
（不正競争防止法第18条第２項第３号の外国公務員等を政令で定める者を定める政令（平成13年政令第388号））

一又は二以上の外国の政府又は地方公共団体により、

① 議決権のある株式の過半数を所有している

② 出資の過半数を所有している

③ 役員の過半数を任命・指名している

④ 総株主の議決権の過半数にあたる株式を所有している

⑤ 株主総会での全部又は一部の決議に対して許可、認可、承認、同意等を行わなければ効力を生じない黄金株で支配している

⑥ 間接的に過半数の株式を所有するなどにより、事業者を支配している子会社・孫会社等のいずれかに該当する

（参考）外国公務員贈賄防止指針

国際的な商取引に関連する企業の自主的・予防的アプローチを支援するための参考となる指針

〇政策効果　：外国公務員贈賄の未然防止、エビアンサミット等の要請の適切な実施等
〇企業の効果：対策の導入及び見直しと参考情報としての活用、理解と予見可能性の向上等

1．企業における内部統制の有効性の向上

外国公務員贈賄防止の視点に特化して留意すべき内容を例示

〇企業が目標とすべき内部統制のあり方

1．基本方針の明確化とコンプライアンスプログラムの策定
2．組織体制の整備
3．普及活動及び教育活動の実施
4．定期的監査
5．企業の最高責任者による見直し
6．その他海外活動における留意点

2．不正競争防止法における処罰対象範囲

〇逐条的な解説に加え、可能な範囲で具体例を挿入
1．外国公務員贈賄罪の構成要件
2．外国公務員の定義
3．罰則

企業における「理解」及び「予見可能性」の向上

3．その他関連事項

〇その他外国公務員贈賄に関する国内外の情報提供

企業が対策を講じる上での参考情報として活用

１０．刑事上の措置の概要（１）

刑事罰の対象となる不正競争行為
（第２１条第１項又は第２項）

① 不正の目的をもって行う、混同惹起行為・誤認惹起行為（第2条第１項第１号,同第13号）

② 他人の著明な商品等表示に係る信用若しくは名声を利用して不正の利益を得る目的で、又は当該信用若しくは名声を害する目的で行う、著名表示冒用行為（第2条第１項第2号）

③ 商品又は役務の品質，内容等について誤認させるような虚偽の表示をする行為

④ 営業秘密を不正に取得し、不正の競争の目的で、使用又は開示する行為

⑤ 営業秘密の使用又は開示を目的として、詐欺等行為又は管理侵害行為によって、保有者が管理している営業秘密記録媒体等を取得し又は複製を作成する行為

⑥ 営業秘密を保有者から示された者が、不正の競争の目的で、詐欺等行為若しくは管理侵害行為により、又は横領等任務に背く行為によって、保有者が管理している営業秘密記録媒体等を領得し、又は複製を作成し、その営業秘密を使用又は開示する行為

⑦ 営業秘密を保有者から示された現職の役員又は従業者が、不正の競争の目的で、その営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密を使用又は開示する行為

⑧ 営業秘密を保有者から示された退職者が、不正の競争の目的で、在職中に、その営業秘密の管理に係る任務に背いて営業秘密の使用又は開示の約束又は請託をし、退職後に使用又は開示する行為

⑨ 不正の競争の目的で、④、⑥～⑧の罪に当たる開示によって取得した営業秘密を、使用又は開示する行為

⑩ 秘密保持命令に違反する行為

⑪ 外国の国旗等の商業上の使用等（第16条、第17条）、外国公務員等に対する贈賄行為（第18条第１項）

⑫ （第21条第2項）不正の利益を得る目的をもって行う、商品形態模倣行為（第2条第１項第3号）

（参考）営業秘密侵害罪の行為類型

罰則の類型

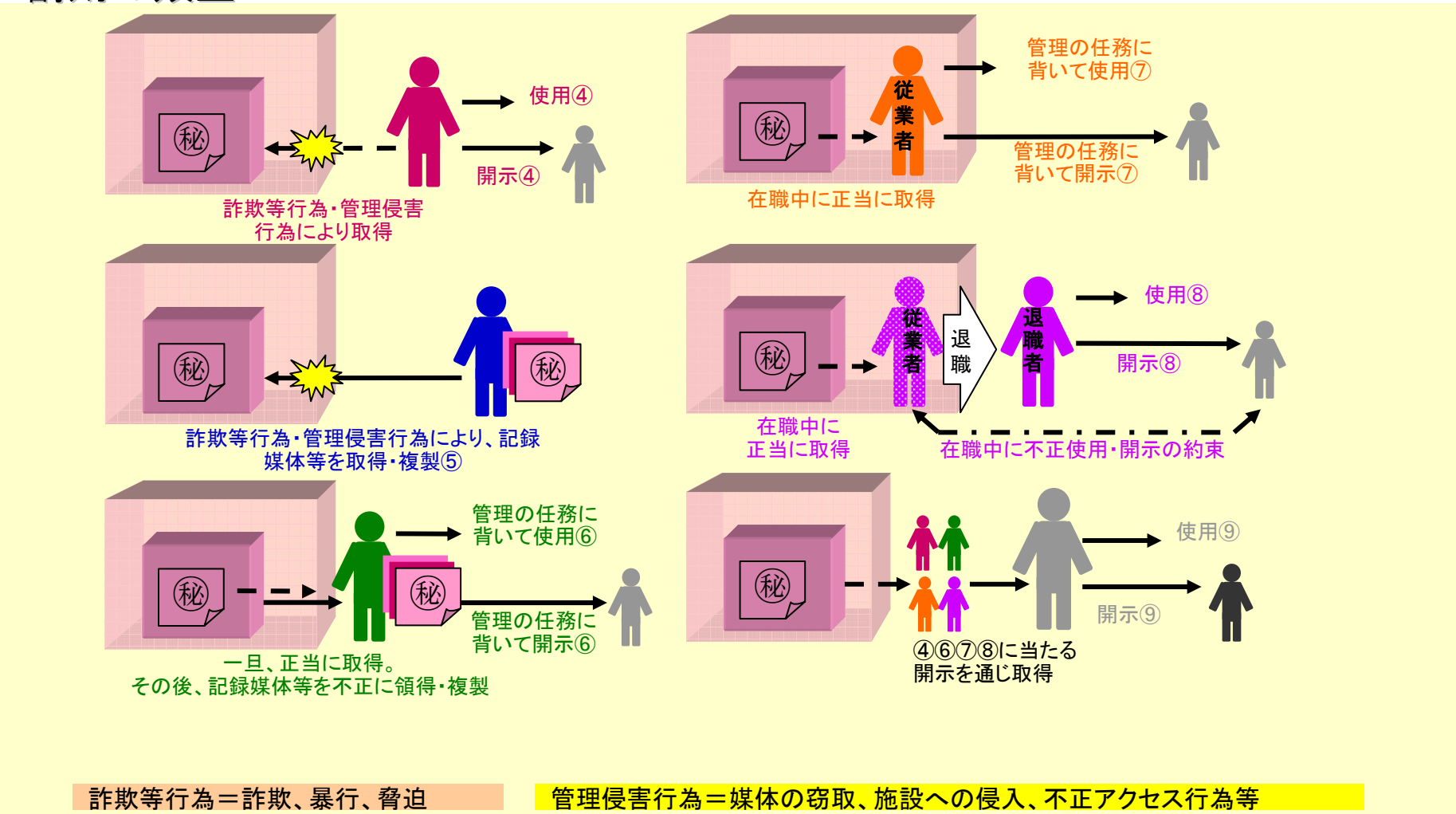

※○囲いの数字は、不正競争防止法第21条第1項の各号の「罰則」に該当することを意味する。
※いずれの場合も、「不正の競争の目的」という主観的要件が必要。

１０．刑事上の措置の概要（２）

罰則
（第２１条第１項及び２項）

5年以下の懲役又は500万円以下の罰金（又はこれの併科）（第21条第2項の犯罪は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金（又はこれの併科））

両罰規定
（第２２条）

法人に対する抑止力を確保するため、行為者自身を罰するだけでなく、法人に対しては罰金が課される。（ 第21条第1項第1号～3号又は11号の犯罪は、3億円。第21条第1項第4号、5号、9号又は10号の犯罪は、1億5千万円。第21条第2項の犯罪は1億円。）

親告罪
（第２１条第３項）

営業秘密侵害罪及び秘密保持命令違反に対する罰則（第21条第1項第4号～10号）は、告訴が必要条件

営業秘密侵害罪の国外犯
（第２１条第４項）

営業秘密侵害罪については、国内で管理されていた営業秘密を、国外で使用又は開示した場合も処罰される。

国民の国外犯
（第２１条第６項）

外国公務員贈賄罪については、国民の国外犯も処罰される。

例．窃盗罪：懲役10年以下
（刑法第235条）

刑法との関係
（第２１条第７項）

罪数処理において刑法その他の罰則と不競法とが一般法と特別法との関係にないことを明示。→他罪の量刑を考慮して、適正な刑罰を科すことが可能

１０．刑事上の措置の概要（３）法人処罰

法人処罰
（第２２条）

法人の業務に関して、犯罪が行われた場合には、行為者とともに、その者が所属する法人も処罰の対象。

○混同・誤認惹起行為、国旗等の冒用行為、外国公務員贈賄罪　：　３億円

○営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反　：　１億５千万円

○商品形態模倣行為罪　：　１億円

＜法人に対する過失の推定＞

法人処罰については、一般的に従業者の選任・監督に関して、責任が問われる。その際、法人には過失が推定され、法人処罰を免れるためには、積極的、具体的に違反行為を防止するために必要な注意を尽くしていたことが要求される。

不競法第22条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して本条の罰金刑を科する。

一　前条第一項第一号から第三号まで又は第十一号　三億円以下の罰金刑

二　前条第一項第四号、第五号、第九号又は第十号　一億五千万円以下の罰金刑

三　前条第二項　一億円以下の罰金刑

２　前項の場合において、当該行為者に対してした前条第一項第四号、第五号、第九号及び第十号の罪に係る同条第三項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

１１．不正競争防止法の改正の概要（平成１８年）

（**成立**　平成18年6月1日　　**公布**　平成18年6月7日　　**施行**　平成19年1月1日）

グローバルな競争が激化する中で、企業が中期的にその競争力を維持していくためには、企業がそれぞれに持つ強みを維持・強化し、供給・開発・販売力等において他社の追随を許さないことが鍵となり、我が国の知的財産保護を強化することが不可欠。

営業秘密侵害罪の罰則強化

（特許権侵害罪の罰則強化）

→　営業秘密には、本来特許権と同様の有用性・非公知性をもった情報であるにも関わらず、公開に馴染まないこと、営業上の情報であること等の理由により特許権化されない情報が保護の対象であることから、同様に引き上げる必要。

「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」
→「**10年**以下の懲役又は**1000万円**以下の罰金」に引き上げ。
法人処罰「1億5000万円以下の罰金」
→法人処罰「**3億円**以下の罰金」に引き上げ。

商品形態模倣行為罪の罰則強化

（意匠権侵害罪の罰則強化）

→　工業デザインの保護として意匠法による保護と密接に関連する商品形態模倣行為罪の罰則も意匠法を相互補完する観点から同様に引き上げる必要。

「3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」
→「**5年**以下の懲役又は**500万円**以下の罰金」に引き上げ。
法人処罰「1億円以下の罰金」
→法人処罰「**3億円**以下の罰金」に引き上げ。

法人処罰の公訴時効期間の延長

不正競争防止法の犯罪は、類型的には、個人の利得よりも法人の業務を利する意図で犯されることを想定しており、企業のために行為した従業者に対する公訴時効期間が企業に対するそれより長いことは実質的に不公平。

法人等に罰金刑を科する場合における時効の期間は、その基となった罪の時効期間による旨を規定。